

# 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告示

ページ

○昭和五十三年宮城県告示第五号(動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定)の一部改正 (食と暮らしの安全推進課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課)	一
○昭和四十六年宮城県告示第六十四号(農地法による別段の面積)の一部改正 (農業振興課)	二
○平成十七年宮城県告示第四百二号(農地法第六条第一項第二号に定める面積に代わるべき面積)の一部改正 (水産業基盤整備課)	二
○第二種漁港の指定の変更 (水産業基盤整備課)	二
○平成十三年宮城県告示第九百五十七号(漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正 (同)	二
○平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部改正 (同)	二
○建設業許可の取消し (事業管理課)	二
○道路の区域変更(二件) (道路課)	三
○道路の供用開始(二件) (同)	四
○昭和三十三年宮城県告示第四百四十四号(県道の路線認定)の一部改正 (同)	四
○昭和四十八年宮城県告示第四百六十一号(県道の路線認定)の一部改正 (同)	四
○昭和五十一年宮城県告示第八百五十六号(県道の路線認定)の一部改正 (同)	四
○昭和五十三年宮城県告示第九百二十七号(県道の路線認定)の一部改正 (同)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	四

### 教育委員会

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

五

## 告示

○宮城県告示第七百七十三号

昭和五十三年宮城県告示第五号(動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村井嘉浩

表気仙沼市の項を次のように改める。

気仙沼市 九条一区、九条二区、九条三区、九条四区、九条五区、田中一区、田中二区、田中三区、田中四区、田中前一区、田中前二区、田谷区、本郷一区、本郷二区、南郷一区、南郷二区、神山区、本町一区、本町二区、館山一区、館山二区、古町一区、古町二区、古町三区、古町四区、古町五区、滝の入一区、滝の入二区、福美町区、新町一区、新町二区、化粧坂区、三日町一区、三日町二区、沢田区、八日町一区、八日町二区、魚町一区、魚町二区、魚町三区、陣山区、太田一区、太田二区、入沢区、南町一区、南町二区、南町三区、南町四区、柏崎区、港町区、河原田一区、河原田二区、南が丘区、幸町一区、幸町二区、幸町四区、仲町区、魚市場前区、弁天町一区、弁天町二区、潮見町一区、潮見町二区、内の脇一区、内の脇二区、内の脇三区、川口町区、栄町区、新浜町一区、新浜町二区、浜町区、本浜町一区、本浜町二区、錦町一区、錦町二区、東みなと町区、中みなと町区、西みなと町区、西八幡町区、東中才一区、東中才二区、東中才三区、浪板一区、浪板二区、大浦区、小々汐区、梶ヶ浦区、鶴ヶ浦区、片浜上区、片浜下区、古谷館区、松崎五駄鱈区、後沢一区、後沢二区、後沢三区、石甲区、館森区、赤岩五駄鱈区、老松区、前浜区、母体田区、三峰区、牧沢区、浦田区、赤岩区、平貝区、田柄一区、田柄二区、田柄三区、高屋敷区、新城東区、表松川区、向原区、杉ノ下区、牧区、上町区、岩井崎区、内田区、長磯原区、長磯浜区、七半沢区、森前林区、川原区、崎浜区、要害区、浅根区、長崎区、高井区、田尻区、廻館区、浦の浜区、磯草区、外浜区、新土平区、龜山区、大初平区、尾崎区、高谷区、鶴巻区、赤田区、上沢一区、上沢二区、上沢三区、下沢区、千岩田区、青葉が丘区、本吉町三島、本吉町津谷松岡、本吉町津谷松尾、本吉町津谷館岡

表本吉町の項を削る。

○宮城県告示第七百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城県ボランティア協会

一 代表者の氏名 齋藤 ひさ子

二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区上飯田二丁目十九の二十八

三 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人は、宮城県内における各種ボランティア活動の効率的運営を図るとともに、県民に対し、ボランティア活動への参加促進及びボランティア相互の知識・技術向上の諸事業を行い、地域社会づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年八月六日

○宮城県告示第七七十五号 昭和四十六年宮城県告示第六十四号（農地法による別段の面積）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第四号中「気仙沼市のうち旧新月村農業委員会の区域」を

「気仙沼市のうち旧新月村農業委員会の区域」に改め、「本吉郡本吉町農業委員会の区域」を削る。

○宮城県告示第七七十六号

平成十七年宮城県告示第四百二号（農地法第六条第一項第二号に定める面積に代わるべき面積）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号の表本吉郡の項中「本吉町及び」を削る。

○宮城県告示第七七十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第五項の規定により、第一種漁港の指定内容を次のように変更し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表日門漁港の項所在地の欄中「本吉郡本吉町」を「気仙沼市本吉町」に改め、同項漁港の区域の欄中「本吉郡本吉町日門防波堤」を「気仙沼市本吉町日門防波堤」に、「本吉町三島防波堤」を「気仙沼市本吉町三島防波堤」に、「本吉郡本吉町日門の」を「気仙沼市本吉町日門の」に、「三陸鉄道」を「東日本旅客鉄道」に改める。

○宮城県告示第七七十八号

平成十三年宮城県告示第九百五十七号（漁港漁場整備法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表日門漁港の項中「本吉郡本吉町」を「気仙沼市」に改める。

○宮城県告示第七七十九号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社三協鉄工所 時男	巨理郡山元町浅生原字日向六十三	般・十八 第二百十号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業 鋼構造物工事業	平成二十一年 七月二十三日
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業 許可番号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日
一 許可を取り消した年月日 平成二十一年八月二十日				
二 商号又は名称等				

櫻井 恵子 有限会社ムツミ 設備	山根 徳光 株式会社鷹翔 株	千葉 正盛 北杜開発株式会 社	堀内 周光 株式会社 未来テクノス株 式	佐竹 徹 有限会社スタッ ク	中島 甲治 関東島 柴田郡柴田町船岡東四 丁目三十一、九	有馬 寛治 サイン・サービ ス株式会社	久我 文敏 久我建設株式会 社	玉澤 正昭 仙台東白区青山二丁 目一、五	土屋 利秋 有限会社土屋電 気工事	中川 克行 株式会社ホーム ムック協和	鈴木 武志 株式会社鈴木塗 装	齋藤 稔 齋藤建設株式会 社
十、一 塩竈市字伊保石三百九	鴻巣十三、一 仙台市宮城野区岩切字	・十五、百十一 仙台市青葉区昭和町三	丁目四、十七 仙台市宮城野区田子三	光沢二十一番十五、一 加美郡加美町宮崎字天	柴田郡柴田町船岡東四 丁目三十一、九	目八、二十三 仙台市太白区中田六丁	五、五 石巻市新栄二丁目二十	目一、五 仙台市太白区青山二丁	台六十九、五十 大崎市松山千石字茶釜	目七、一 仙台市青葉区川平五丁	目三十一、三十 仙台市泉区向陽台三丁	九十一、一 東松島市小松字伊勢前
百一十八 第一万七千八	百八十号 般一十八千六	百五十号 般一十九千七	百四十三号 般一十八千三	百十九号 般一十六千八	百七十号 般一十六千六	十五号 般一十七千四	百二十四号 特一十八千四	十七号 般一十七千四	四十五号 般一十九千六	四十三号 特一十七千四	十号 般一十六千五	般一十九千九
一部廃業 塗装工事業	一部廃業 とび・土工事業	全部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 塗装工事業	一部廃業 一般建設 塗装工事業	一部廃業 とび・土工事業	全部廃業 とび・土工事業	全部廃業 電気工事業	特定建設 造園工事業	全部廃業 建設工事業	全部廃業 電気工事業	全部廃業 特定建設 とび・土工事業 内装仕上工事業	一部廃業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業	一部廃業 造園工事業
平成二十一年 七月二十九日	平成二十一年 七月二十八日	平成二十一年 七月十七日	平成二十一年 七月三十一日	平成二十一年 七月二十七日	平成二十一年 七月二十三日	平成二十一年 七月二十七日	平成二十一年 七月二十一日	平成二十一年 七月二十日	平成二十一年 七月二十七日	平成二十一年 七月二十九日	平成二十一年 七月二十九日	平成二十一年 七月二十一日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 北上河北線

三 道路の区域

変更の区間	変更後の 敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
	前	後	前	後	
石巻市中島字川前畑一番五番四地先から 同市成田字小塚一五七番三地先まで	六・〇 三・五	六・〇 七・〇	一、四八二・〇	一、四八二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市田尻沼部字新横砂五二番地先から 同市田尻小塩字切伏下一三二番一地先まで		前	一六・〇 八二・〇	二〇〇・〇
		後	一四・〇 三九・〇	二〇〇・〇

○宮城県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	越河角田線	角田市小田字黒内一九番一地先から 同市小田字長江七五番二地先まで	平成二十一年 八月二十八日

○宮城県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	大崎市田尻沼部字新横砂五二番地先から 同市田尻小塩字切伏下一三二番一地先まで	平成二十一年 八月二十五日

○宮城県告示第七百八十五号

昭和三十三年宮城県告示第四百四十四号（県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表184の項中、「本吉郡本吉町馬籠」を「気仙沼市本吉町馬籠」に改める。

○宮城県告示第七百八十六号

昭和四十八年宮城県告示第四百六十一号（県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中、「本吉郡本吉町」を「気仙沼市本吉町」に改める。

○宮城県告示第七百八十七号

昭和五十一年宮城県告示第八百五十六号（県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表⑤の項中、「本吉郡本吉町」を「気仙沼市本吉町」に改める。

○宮城県告示第七百八十八号

昭和五十三年宮城県告示第九百二十七号（県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表228の項中、「本吉郡本吉町馬籠」を「気仙沼市本吉町馬籠」に改める。

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
岩沼市桜五丁目二百二十三番及び二百二十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
神奈川県横浜市青葉区すすき野一丁目六番地六

十五

教育委員会

渡邊 雅弘

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中

宮城県気仙沼高等学校	宮城県気仙沼西高等学校	宮城県気仙沼向洋高等学校
気仙沼市		

を

に改め、同表宮城県本吉響高等学校の項を削る。

宮城県気仙沼高等学校	宮城県気仙沼西高等学校	宮城県本吉響高等学校	宮城県気仙沼向洋高等学校
気仙沼市			

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。